

○四條畷市地域公共交通会議条例

平成29年6月12日

条例第14号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、四條畷市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 本市の運営による有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 本市の区域内における総合的な公共交通政策の推進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令75号)第9条の3に規定する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和26年条例第72号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略